

勞秘甲第九一七號

大正十三年八月七日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿
東京警備司令官 山梨半造 殿
社會局長官 池田 宏 殿
北海道 神奈川 京都 千葉
各廳 府 縣 長官 殿
東京地方裁判所 檢事正 殿

株式會社 文祥堂 勞働爭議狀況 (第二報)

首題 工場職工が要求を提出シタル旨ハ前報ノ通りナル

此ノ要求ニ要シテ絶対ニ解雇若シ出サレムコト
右下記連名ヲ以テ要求致シテ提出後五箇日
以内ニ付テ回答加セ之度ニ
大正十三年八月六日

布島川 桂
近島 英一
外 六十三名

(印)